

香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第39号

香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例
(香川県歴史博物館条例の一部改正)

第1条 香川県歴史博物館条例(平成11年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 歴史及び民俗に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、香川県歴史博物館(以下「博物館」という。)を高松市に設置する。 <u>2 博物館の分館として、瀬戸内海歴史民俗資料館を置く。</u></p> <p>(使用料の納入) 第3条 略</p> <p>(利用の許可) <u>第4条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(委任) 第5条 略</p>	<p>(設置) 第1条 <u>郷土の歴史に関する</u>県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、香川県歴史博物館(以下「博物館」という。)を高松市に設置する。</p> <p>(使用料の納入) 第3条 略</p> <p>(委任) 第4条 略</p>

(瀬戸内海歴史民俗資料館条例の廃止)

第2条 瀬戸内海歴史民俗資料館条例(昭和48年香川県条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(34)	略			(1)～(34)	略		
(35)	香川県立屋島少年自然の家	略	略	(35)	香川県立屋島少年自然の家	略	略
(36)	香川県県民ホール	略	略	(36)	瀬戸内海歴史民俗資料館 展示室観覧料 一般 個人 団体（20人以上） 高等学校生徒 個人 団体（20人以上） 中学校生徒、児童 個人 団体（20人以上）	略	略 220円 160円 80円 50円 60円 40円
(37)・(38)	略			(37)	香川県県民ホール	略	略
(38)・(39)	略			(38)・(39)	略		
第2表 略				第2表 略			